

鳥取市民大学(前期)受講生募集

問 鳥取市民大学事務局（鳥取市文化センター内）
☎ 0857-27-5181 ☎ 0857-27-5154
✉ shidai@tottori-shinkoukai.or.jp

ところ 鳥取市文化センター 2階大会議室
対象 市内在住の人、市内で働いている人
定員 各50人
受講料 無料（現地研修など参加実費をいただく場合があります）
募集期間 4月1日（日）～24日（火）
申込方法 電話・ファクシミリ・メールで①～⑦をお知らせください。
①住所 ②氏名 ③電話番号 ④年齢
⑤性別 ⑥市民大学受講経験の有無
⑦受講講座 ※複数受講可

■山陰海岸ジオパーク講座

5月8・15日（火）18:00～19:30
21日（月）18:30～20:00
29日（火）9:30～16:30（現地学習）
山陰海岸ジオパークについて、さまざまな観点から学習していく。

■特別講座（麒麟獅子舞）

6月12・26日（火）18:00～19:30
19日（火）18:30～20:00
4年間の調査事業を基に麒麟獅子舞について学習し、理解を深める。

■市民健康講座 18:00～19:30

7月10・17・24・31日（火）
健康づくりに関するテーマを学ぶとともに、日常の運動について理解を深める。

■国際理解講座 18:00～19:30

8月21・28日、9月4・18日（火）
海外の風土や文化、国際問題について学んでいく。
詳しい講座内容は、鳥取市文化センター・各公民館などに配置している募集要項をご覧ください。

平成30年度より お盆を学校閉庁日とします

問 第二庁舎学校教育課
☎ 0857-20-3357 ☎ 0857-29-0824
問 第二庁舎教育総務課
☎ 0857-20-3352 ☎ 0857-29-0824

8月13日～15日を、夏の省エネルギー対策を行うとともに、教職員の心身のリフレッシュと休暇取得促進を図るために、学校の教職員が不在となる学校閉庁日とします。平成30年度より、市立小・中・義務教育学校で、夏季休業中の学校閉庁を実施しますので、ご理解・ご協力くださいますようお願いいたします。

■夏季休業中の学校閉庁期間

・毎年8月13日～15日の3日間
※この期間に土曜日・日曜日が含まれる場合にも新たな閉庁日は設けず。

■緊急時の連絡

学校に関することで緊急に連絡をとることが必要な場合は、問い合わせ先にご連絡ください。

風しん予防接種費用の助成

問 中央保健センター
☎ 0857-20-3191 ☎ 0857-20-3199
鳥取東健康福祉センター・各総合支所市民福祉課
（☎12ページ）

【対象者】

鳥取市に住民登録があり、次の①または②いずれかに該当する人で、今までに助成を受けたことがない人
①妊娠を予定または希望している女性のうち、風しん抗体価検査の結果、抗体価が低い人*
※1 HI法による検査結果が16倍以下またはEIA法による検査結果が8.0以下もしくは国際単位30IU/ml以下の人
②妊娠している女性の夫（母子健康手帳の確認が必要）

【助成内容】

麻しん風しん混合ワクチンまたは風しんワクチンの接種にかかる費用全額（1人1回）

【助成対象となる接種期間】

平成30年4月1日から31年3月31日までに実施されたもの

【助成申請受付期間】平成31年4月5日まで

【申請方法】

領収書、印鑑、通帳の写しなど振込先口座番号と口座名義人がわかるもの、風しん抗体価検査の結果（女性のみ）をお持ちのうえ、受付窓口へお越しください。

【受付窓口】

中央保健センター・東健康福祉センター（国府支所内）・各総合支所 いずれも平日8:30～17:15

【その他】

保健所では、本市にお住いの妊娠希望の女性や妊婦の同居家族に対し、医療機関および保健所で風しん抗体価検査を無料で行っています。詳しくは保健所（☎0857-22-5694）へお問い合わせください。

文化交流課からのお知らせ

問 本庁舎文化交流課
☎ 0857-20-3226 (①)、0857-20-3154 (②)
☎ 0857-20-3040

①民間交流促進事業の募集

内容 市民が主体となって実施する交流事業の一部経費を助成

対象 市民を中心に構成される民間団体であり、鳥取県外の都市の民間団体と交流するものであることなど

金額 補助対象経費の2分の1（上限15万円）

②市民国際交流推進事業の募集

内容 渡航運賃、宿泊料など交流事業の実施にかかる経費の一部を助成

対象 市民団体が実施する本市の姉妹都市などとの交流事業（経済や文化、歴史、スポーツなどの分野）

金額 補助対象経費の2分の1（交流先に応じた上限額あり）

鳥取市の国民健康保険の運営と保険料

問 駅南庁舎保険年金課 ☎ 0857-20-3481 ☎ 0857-20-3407、各総合支所市民福祉課（☎12ページ）

■平成30年度保険料から資産割を廃止します

これまで鳥取市の保険料は、所得割、資産割、均等割、平等割の4つの区分ごとに計算して、合算した額を世帯の保険料としてきました。

かつての国保は、専業農家や自営業者など収益性がある資産を所有する世帯が多くを占めていましたが、近年では加入者の高齢化が進み、資産の大部分を収益性のない居住用資産が占めています。このため、資産割は世帯の負担能力に直結せず、年金収入だけの世帯や低所得世帯の負担が大きくなっています。

将来の国保を維持し、負担能力に応じた保険料に見直すために資産割を廃止します。

■平成30年度保険料率

資産割の廃止によって保険料が急激に変化しないように、これまでみなさんに保険料として納めていただいていた資産割部分のうち一部を保険料総額から引下げし、不足する残りの額は、所得割、均等割、平等割に移行します。

この結果、算定した平成30年度保険料率は以下の表のとおりです。平成29年度の保険料と比べると、世帯の人数や所得に変更がなくても高くなる場合があります。みなさんのご理解とご協力をお願いします。

【保険料率・賦課限度額表（平成30年度）】

区分	保険料率				賦課限度額
	所得割	資産割	均等割	平等割	
医療分	7.2%	—	23,000円	24,600円	58万円
後期高齢者支援金分	2.7%	—	9,200円	9,000円	19万円
介護納付金分	2.4%	—	9,400円	7,000円	16万円

医療分：加入者全員が負担します。

後期高齢者支援金分：後期高齢者医療制度を支えるため、加入者全員が負担します。

介護納付金分：40～64歳の加入者が負担します。

注：医療分の賦課限度額は平成29年度の54万円から4万円増額となりました。

■保険料の算定方法

保険料は、所得割・均等割・平等割をそれぞれの料率で計算し、合計額が年間の保険料となります（本市公式ホームページ内の「国民健康保険料試算ページ」で年間の概算保険料が試算できます）。

所得割	被保険者の前年の総所得金額などから33万円を引いた額に、所得割率を乗じて算出
均等割	被保険者1人当たりの額
平等割	1世帯当たりの額

【保険料軽減判定基準所得の比較表】

区分	基準所得（※）	
	平成29年度	平成30年度
7割軽減	33万円以下の世帯	改定なし
5割軽減	33万円+27万円×被保険者数以下	33万円+27万5千円×被保険者数以下
2割軽減	(33万円+49万円×被保険者数)以下	(33万円+50万円×被保険者数)以下

※基準所得とは、世帯の国保加入者全員（擬制世帯主を含む）の総所得金額等の合計となります（保険料の所得割額を算出するために使用する基準総所得金額とは異なります）。

注：国の定める基準所得を下回る世帯については、保険料（均等割額・平等割額）が軽減されます。ただし、所得を申告されていないと基準に該当するかどうかの判断ができないため、軽減されませんので必ず申告しましょう。

■保険料の納期

毎年、4月から翌年3月までの1年間分の国民健康保険料を決定し、6月中旬に納付通知書（納付書）を世帯主の人へ発送しています。納期は普通徴収と特別徴収により異なります。

●普通徴収（口座振替または納付書によるお支払い）

6月から翌年3月までの10回

●特別徴収（年金からの引き取りによるお支払い）

4月から翌年2月の6回（年金の受給月）

※口座振替（全期前納および期別振替）の人は、6月から引き落とし開始となりますのでご注意ください。

■保険料の支払方法

国民健康保険料の支払いは、口座振替での納付が原則です。

※駅南庁舎の国保窓口および各総合支所市民福祉課でキャッシュカードによる口座振替手続きができます。保険料の納め忘れがなく便利で確実な口座振替をご利用ください（随時分は口座振替となりませんのでご注意ください）。

必要なもの
口座振替を希望する口座（「鳥銀、山陰合銀、鳥取信金、島銀、中国労金、ゆうちょ*」に限る）のキャッシュカード（通帳印は不要、クレジットカードは使用不可）

注：※印以外の金融機関で口座振替を希望される場合は、従来の通帳印と申請書を用いた方法により金融機関窓口での手続きをお願いします。

口座振替で納付できない場合は納付書での納付となります（納付書記載のコンビニエンスストアでお支払いができます）。